

東日本大震災関連 特別相談窓口設置のご案内

この度の東北地方太平洋沖地震で被災されました各位に、心からお見舞い申し上げます。

この災害は、広範囲に甚大な被害が発生したことによる激甚災害法に基づく激甚災害として指定を受けております。

当市においても、漁業を中心に船舶や工場の直接被害を被る事業所が発生し、今後は観光産業への影響が懸念されることから、市内金融機関様と連携を図るとともに、所内に特別相談窓口を3月18日より設置致しました。

つきましては、金融や雇用等経営に係るあらゆる相談に対応させていただきますので、お気軽にお問合せ願います。

問い合わせ先 稚内商工会議所 相談課 秋元、道谷、朧山

電話 23 - 4400 平日 8:30から17:30